



あつぎ

法人ニュース

<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/atsugi/>



厚木法人会 一声運動

消費税期限内納付

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を

毎年恒例、驚きや笑いあふれる「あつぎ国際大道芸」
(写真提供/厚木市)

法人会全国大会(長崎大会)を開催

法人会の平成29年度税制改正に関する提言披露

去る10月20日、長崎県・長崎ブリックホールにおいて、上部団体の(公財)全国法人会総連合主催の第33回法人会全国大会が盛大に開催され、全国から約1740名の法人会会員が参集した。大会に先立ち、第一部では長崎総合科学大学教授のブライアン・バークガフニ氏による「地方が生き残るために」長崎 その歴史 その魅力 その未来」をテーマに記念講演が行われ好評を博した。第二部の式典では、平成29年度の税制改正に関する提言の披露や大会宣言、また租税教育活動の事例発表が行われた。

今後、全国法人会総連合をはじめ、各県連並びに各法人会では、この提言事項の実現に向けて、政府・政党など関係機関に対し、要望活動を実施する。

平成29年度税制改正に関する提言(要約)

― 抜粋 ―

〈基本的な課題〉

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

○ 国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出・歳入両面からの強力な改革が求められる。

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間

成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○ 持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者としてない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○ 「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づ

いて自ら身を削ることが何より必要である。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○ 軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○ 税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○ OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は一般的な法

人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

(3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行 資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小

企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事者として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

- ① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 - ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③ 対象会社規模を拡大する。
 - (3) 親族外への事業承継に対する措置の充実
 - (4) 取引相場のない株式の評価の見直し
- 円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比率要素のあり方を見直すことが必要である。

III 地方のあり方

地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現

在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

- ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○ 異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べてラスパイルズ指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

- 東日本大震災については、本年4月から「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はまだまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。
- 今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要である。

V その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 租税教育の充実

※「税制改正に関する提言」については、全法連または当会ホームページをご覧ください。

熱意なきものに、心を動かされるか？

同じことを言われるにも、そこに熱意が感じられる時には、心を動かされ、熱意を感じられないと、こちらも心が動かないと思いませんか？

例えば、新人営業。パーソンと思しき青年が汗をかきかき、必死にプレゼンテーションをしているところを見ると、何となく買っただけのような、という気持ちにもなるものです。

ところが、あたかも国会中継における官僚の答弁のように、抑揚なく一本調子で話されると（官僚の場合には敢えてそうしているのでしょうが）、こちらの気持ちがあく動かせません。

なぜなら、そこに感情がないからです。感情がないから、こちらの感情も動かないのです。人の気持ちを前向きにさせるには、先ずは発信者であるリーダーに、熱意が必要です。

リーダーシップ発揮の要諦 情熱を傾ける

編リ―ダーラボ代表取締役
中小企業診断士 大野 敬浩

単に、ビジョンや方策を伝えるのではなく、熱意を持って伝える必要があるのです。

一人でも、やり遂げたいと思えるか？

世の中のリーダーと呼ばれる方に、「あなたの使命は何ですか？」という質問を投げかけてみると、堂々と答えられる方が多いです。

しかし、「それを一人でもやり遂げたいと思いますか？」と尋ねてみると、「いや、一人ではとてもとても・・・」とか、「一人ではちょっと気持ちが続かないかな？」などと、トーンが下がってしまう方が結構います。

す。

本当の使命感ならば、たった一人でもやりたいと思えるのではないのでしょうか。

「世界をこう変えたい」「日本にこんなサービスを普及させたい」「業界をこう変えたい」という強い気持ちがないと、結局は、人に頼ったり、多少の障害でへこたれたりということになりかねません。

「誰もついてこなくても、絶対に一人でもやり遂げた！」とまで、強く思える使命感ならば、その思いが人に強く影響して、たくさんの力を結集させることができるのではないかと考えます。

最初に飛び込む勇氣

見知らぬ地で、しかも危険があると言われれば、誰も多少の恐怖感を感じ、最初に一步出るよりは、誰かが進むのを待って、それについていきたいという気持ちが芽生えるものです。

ビジネスにおいても、変革やありたい姿への挑戦を志せば、チャレンジの連続となり、失敗確率の高い状況では、勇氣が常に求められます。そんなとき、リーダーと呼ばれる人が、もし一步出ることを尻込みしていたら、周りに前向きな影響を与えることなどできないでしょう。

率先垂範とは、人の先頭に立って物事を行い、模範を示すことです。リーダーは、必ずしも、いつも先頭で模範を示す必要はないと思います。

ただし、メンバーが尻込みして、そこに勇氣が必要なきときは、最初に飛び込んで模範を示し、メンバーの氣

持ちを前向きに変えていく必要があるのです。

「最高の熱意」
(松下幸之助)

「熱意に関しては誰にも負けないものを持たなくてはならない。知識なり、才能なりにおいては、人に劣ってもよいが、熱意については、最高でなければならぬ。指導者に、ぜひともこれをやりたいという強い熱意があれば、それは必ず人を動かすだろう。そして、その熱意を感じて、知恵ある人は知恵を、才能ある人は才能をといったように、それぞれの人が自分の持っているものを提供してくれるだろう。指導者は、才能なきことを憂う必要はないが、熱意なきことを恐れなくてはならない」。

松下幸之助は、「指導者の条件」の中で、リーダーには「最高の熱意」が必要であると、説いています。

世界中で、最高になる必要はありません。あなたの

会社で、あなたの組織で、あなたのチームで、最高にならねばならないのです。

もし、周りで思ったような行動が見られなければ、それはあなたに熱意が足りないのかもしれない。一度、点検してみるべきです。

統制できることにフォーカスする

事業には、統制可能なものと、統制不可能なものが存在します。

例えば、よく外部環境と呼ばれる法律や国家の経済運営などは、小さな企業にとっては、全く統制不可能なものと言って良いでしょう。

一方、会社のあり方や組織行動、あるいは自分自身の言動は、自身で統制することが可能です。

よく、「自分と未来は変えられる、しかし、他人と過去は変えられない」と、言われます。

情熱を傾けるリーダーは、統制できることに、フォーカスします。

いつも、自責の念を持ち、最後までやり遂げようと思えます。

一方、統制不可能なことにフォーカスすると、それは言い訳・愚痴・他責を誘発します。

言い訳・愚痴・他責の何が問題なのかと言うと、これらは思考を停止させるとともに、自らの情熱を奪い去り、気持ちを後ろ向きにさせるものだからなのです。

絶対に、やり切るという姿勢

丸くて、大きくて、すごく重い石があると、想像してください。最初に、大きな石を動かすには、労力が要ります。

強烈な使命感を帯びたリーダーに、人が集まり、力を合わせて、ゴロンと石を転がし始めたときでしょう。

さて、もう一つ大変なフェーズがあるとすれば、もうひとところがりと思える目標到達寸前でしょうか。

年間利益目標達成や営業目標達成、あるいは改革課題のクリアなどに向けて、もうひとところがり、もう少しの努力、もう少しの活動が求められる場面です。

この段階では、もうすでに相当な努力を費やしていますから、メンバーも相当に疲労しているはずで、そんな時、リーダーの声かけや率先行動がどれだけ勇気ともう一絞りの努力に向けた前向きな気持ちを与えるか知れません。

最後の最後、リーダーの「絶対にやり切る」という姿勢が大きくものをいうものです。

失敗を恐れて、何もしないのでは…

人間誰しも、失敗はしたくないものです。

しかし、これまでにお会いした中で、他人にまで、前向きな影響を与えている人というのは、自らも前向きで、前向きだからこそ、いろんなことに挑戦して、

そして失敗していると思いません。

そもそも失敗するのが怖くて、何もしなければ、成功することも失敗することもないのですから。

ただ、人に前向きな影響を与える人というのは、失敗したとしても、1度や2度の失敗では諦めないため、いつか成功をつかんでいるように見えます。

はたまた、数度失敗すると、それは諦めて、別のチャレンジを次から次へと行うので、そのいずれかでも、また成功します。

つまり、成功しているのです(笑)。

成功する人にとって、「失敗」とは、落ち込む理由ではなく、「成功のための肥やし」くらいに思っているのでしょうか。

熱意が自分を動かす

情熱を持って仕事に取り組み、周りのメンバーの参画を得て、事を成し遂げる

リーダーではありませんが、リーダーとして人の子であり、自分自身のモチベーションを保てないこともあるでしょう。

マラソンをしてみれば分かります。走り続けていると、もうだめだと止めてしまふことがあります。

しかし、走るのを止めるのは、体に限界が来たからではありません。

自ら望んで走り始めたのに、気持ちが続かなくなつて、脳に止まれと命令するから、走るのを止めるのです。

そんな時、「絶対に走り切りたい!」「〇〇くらいのタイムで走りたい!」という熱い気持ちがあれば、止まれなどという命令をすることはありえません。

つまり、強い熱意は、自分を前向きに動かしますが、中途半端な熱意では、自分を動かさ続けられないものなのです。

「最高の熱意」は、自分をも動かし続けるのです。

《日程及び会場》

対象地域※	開催日	開催時間	会 場
愛 川 町	11月14日(月)	(用紙配布) 13時00分～13時30分	愛川町文化会館(ホール) 愛川町角田250-1
厚 木 市 清 川 村	11月16日(水)	(説明会) 13時30分～16時00分	厚木市文化会館(大ホール) 厚木市恩名1-9-20

※対象地域の説明会に出席できない場合、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

《問合せ先》

説明会、 源泉所得税関係について	厚木税務署 法人課税第1部門(源泉所得税担当)	TEL 046-221-3261(内線313)
用紙請求、 法定調書関係について	厚木税務署 管理運営部門	TEL 046-221-3261(内線121)
用紙請求(市町村関係)、 給与支払報告書及び 住民税特別徴収について	厚木市役所 市民税課 特別徴収係	TEL 046-225-2011(直通)
	愛川町役場 税務課 町民税班	TEL 046-285-6915(直通)
	清川村役場 税務住民課 課税係	TEL 046-288-3849(直通)

《お願い》

1 説明会の開始30分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布いたします。

2 ご出席の際には、税務署からお送りした『平成28年分年末調整のしかた』及び『平成28年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』を必ずご持参ください。

3 諸用紙については、税務署からお送りした「平成28年分年末調整等説明会の開催のお知らせ」の「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等をあらかじめご記入になり、会場受付にご提出の上、お受け取りください。

各会場とも駐車台数に制限があり、駐車できなくなる場合がありますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

※ 税務署へのお問合せは自動音声案内に従い、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。

なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的なご相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。



法定調書の作成・提出は「e-Tax」で！

「法定調書」の作成・提出は、e-TaxソフトWEB版をご利用ください！

- e-TaxソフトのPCへのインストールをせず、WEBブラウザ上で申請や帳票表示が可能。
- 画面上で簡単な入力により法定調書が作成できる。
- 給与計算ソフト等で作成した表計算形式のデータから一括取り込みもできる。
- MacOSについても一部対応。

《電子で提出すると、企業・税理士側に次のようなメリットがあります。》

- ① 支払調書等の印刷、押印の事務負担が軽減。
 - ② 宛名ラベルの印刷、封入作業が削減。
 - ③ 封入誤りなどの「リスク」が軽減。
 - ④ 送付料金や送付事務が削減。
- 併せて給与支払報告書をeL TAXで提出すれば、市区町村ごとに仕分けすることなく一括で送信可能！
※ すべての市区町村に対して、eL TAXで給与支払報告書の提出ができます。

社会保障・税番号制度 ～マイナンバー制度～



社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

◆マイナンバー（個人番号）について

- マイナンバーは、**12桁**の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- マイナンバーは、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。
- 番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

◆国税分野におけるポイント

税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください

マイナンバーの記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	(平成28年1月1日に相続があったことを知った場合) ⇒ 平成28年11月1日まで
法定調書 ※1	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、 平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒ 平成29年1月31日まで
申請書・届出書 ※2	平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

- ※1 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。
なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。
- ※2 平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】
例2 通知カード【番号確認書類】＋ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

例1 マイナンバーカード



(表面)



(裏面)

又は

例2 通知カード



＋ 身元確認書類

- ※ マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、**表面及び裏面の写し**が必要となりますのでご注意ください。



◀ 県法連の

社会貢献活動へ参加（下草刈り）

「県立21世紀の森での森林再生事業」

7月23日、上部団体の神奈川県法人会連合会が行っている社会貢献活動「森林再生事業」に、県下18の各法人会等から総勢365名が集まり、本会からは7名が参加した。今年から南足柄市の県立21世紀の森（成長の森）に会場を移し、下草刈りを行い参加者は心地よい汗を流した。



改正税法説明会▶

9月7日、厚木市文化会館において、改正税法説明会を開催し、16名が参加した。厚木税務署担当官を講師に、平成28年度法人税等の改正のポイント等をテーマに研修した。



◀ 全国青年の集い（北海道大会）

9月9日、北海道旭川市の旭川大雪アリーナにおいて、全法連主催の全国青年の集い（北海道大会）が開催され、全国から約2700名の青年部会員が集まり、本会から2名が出席した。同大会では、全国から選抜された青年部会の租税教育活動プレゼンテーションや部長サミット、大会式典が行われ、青年らしい活気溢れる大会となった。また、記念講演として、スキージャンプ選手の葛西紀明氏（左）を招き「夢は、努力でかなえる」をテーマに講演が行われ、好評を博した。



▲ あつぎ結まつり花火大会翌日の河川敷早朝清掃へ参加

8月7日、社会貢献活動の一環として、あつぎ結まつり花火大会翌日の早朝清掃に本会から21名が参加協力した。



▲ 県法連女性部会連絡協議会セミナー

9月13日、ホテルメルパルク横浜において、県法連主催の女性部会連絡協議会セミナーが開催された。当日は県下の法人会女性部会から228名が参加し、本会から4名が出席した。特別講演として、クレヨンハウス代表／東京家政大学特任教授の落合恵子氏を招き「いま、人権から…ひとりひとりが「主役」の社会を」をテーマに講演が行われ、大変好評だった。

源泉部会定例研修会▶

源泉部会は9月14日、厚木アーバンホテルにおいて定例研修会を開催し、33名が参加した。当日は厚木税務署担当官を講師に、源泉所得税の実務（中級編）として、給与所得・退職所得の範囲、報酬料金等について研修した。





◀ 睦合支部研修会
睦合支部は9月30日、睦合西公民館において、厚木警察署交通第一課の担当者講師に招き、「自転車の交通安全」と題して研修会を行った。当日は23名の方々が参加され、大変好評でした。

▼ 愛川支部の美化清掃活動
(クリーンキャンペーン)

愛川支部は10月1日、愛川ライオンズクラブと共催で、18名が参加して町内の美化清掃を実施した。



▼ 青年部会のカヌー教室とバーベキュー大会

青年部会は10月8日、宮ヶ瀬湖畔のピクニック広場において、部会員とその家族をはじめ、また会社の仲間などを交えて、親水池でのカヌー教室とバーベキュー大会を開催した。19名が参加し、楽しい一日を過ごした。



▶ 女性部会日帰り旅行会
女性部会は10月13日、19名が参加して伊豆方面へ日帰りバス旅行会を開催した。三嶋大社の参拝をはじめ、伊豆長岡温泉・ホテル天坊での入浴や昼食、また話題の沼津港深海水族館シーラカンス・ミュージアムなどを見学し、親睦を深めた。



▼ 県法連の税制セミナー

9月27日、箱根湯本の湯本富士屋ホテルにおいて、県法連主催の税制セミナーが開催された。県下の各法人会から175名が参加し、本会から13名が出席した。第1部では、平成28年度の税制改正のポイントについて研修し、また平成29年度の法人会税制改正提言について説明があった。第2部の特別講演では、経世論研究所所長の三橋貴明氏を招き「日本経済の嘘と真実」をテーマに講演が行われ、好評を博した。



◀ 青年部会研修会(経営セミナー)
青年部会は9月30日、厚木商工会議所において経営セミナーを開催し、地域の若手経営者など46名が参加した。講師に弁護士田代宰氏を招き「経営者が知らない損する交通事故対応」をテーマに、交通事故の基礎知識をはじめ、経営者が負うリスクや事故にあった場合の対応等、わかりやすく語っていただき、大変好評だった。



▲ 相川支部日帰り旅行会

相川支部は10月6日、30名が参加して横浜・横須賀方面へ日帰りバス旅行会を開催した。中華街・重慶飯店での昼食をはじめ、三笠公園(記念艦三笠)の見学や横須賀軍港めぐりを楽しみ、参加者相互の交流を深めた。

インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。

◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。

◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。

◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。

◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。

◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。



【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

税金クイズなど、その他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 (厚木商工会議所3階)
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail info@a-net.or.jp

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

新入会員紹介

期間 [平成28年7月～平成28年9月]

地区・支部名	会 員 名
厚 木 南	酔良亭ばんばん
玉 川	徳雲寺
玉 川	高橋農園
妻 田 第 2	一條塗装
依 知 中	明治安田生命保険 相互会社
南 毛 利 北 西	株式会社 立脇自動車
南 毛 利 南	株式会社 ミリオンアルミ販売
愛 川 第 1	ビオラ 株式会社
愛 川 第 3	ティーエスエンバイロ 株式会社

【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel.221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 會田聡史税理士事務所
厚木市中町2-6-24 ほてい屋第二ビル3階
電話(046)224-7731
- 浅岡信一税理士事務所
厚木市旭町2-2-18
電話(046)229-7030
- 和田明税理士事務所
愛川町春日台5-4-8
電話(046)286-2256
- ライトハウス税理士法人
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話(046)222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所
厚木市栄町1-5-4-504
電話(046)225-0725
- 八木章 司法書士事務所
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話(046)297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話(046)221-5556

税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。



— 被害に遭わないための注意事項 —

納税者の皆様が予期せぬ被害に遭わないよう、次の点にご注意願います。

- ① 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。
- ② 税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
- ③ 税務署や国税局では、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。

ご不審な点があるときは、下記まで電話等によりお問い合わせください。

【問合せ先】厚木税務署 総務課
電話(046)221-3261

会員増強月間にご協力をお願いします！ 新入会員さんをご紹介ください

— めざします 企業の繁栄と社会への貢献 —

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約80万社の会員企業、41都道県に441の会を擁する全国でも有数の団体となっています。

法人会は「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の団体です。税のオピニオンリーダーとして、公平で健全な税制の実現を目指し、「税制改正に関する提言」を国・地方自治体に行っています。また、会員をはじめ、地域住民の皆さんを支援する各種研修会や講演会、税の啓発や租税教育、地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を展開しています。

これらの事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を拡げることができます。

さらに、女性経営者や経営者夫人のための女性部会、次世代を担う若手経営者のための青年部会などを設けていますので、これらの部会に加入されますと地域の皆さんとの交流の和がより一層広がります。

法人会のキャラクター「けんた」



今年も会員増強月間として、10月から11月の2ヶ月間を設定しています。ぜひ、お近くのお仲間をご紹介いただきますようお願いいたします。



▲イメージキャラクター 杉山愛さん

厚木法人会会員のみなさまへ

ハートピアが勤労者の福利厚生をサポートします！

ハートピアは、勤労者の総合的な福利厚生事業を行うことを目的として、共済給付（永年勤続慰労金等）や各種助成（人間ドック・定期健康診断等）、ご家族も参加できるイベントやツアー、観劇・コンサートチケットが一般価格より安く購入できるなど、会員のみなさまに魅力満載の事業を提供しております。会費は、**お一人月額600円**（事業主2分の1以上負担）で加入できます。

（厚木市内の事業所が対象ですが、厚木市在住の勤労者は市外に勤務でも個人会員として加入できます。）また、未加入の**事業所・個人**をご紹介いただき、その**事業所・個人**がハートピアに加入された場合、加入会員1人につき1,000円の商品券をお渡しします。

（ただし、一事業所あたり10万円を限度とします。）ぜひ、お取引先やお知り合いの**事業所・個人**をご紹介ください。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。



HPへアクセスしてください。

公益財団法人 厚木市勤労者福祉サービスセンター
（ハートピア事務局）

〒243-0018 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第二庁舎8階
TEL 046-206-4151 FAX 046-206-4611
URL <http://www.atsugi-heartpia.or.jp>
e-mail info@atsugi-heartpia.or.jp



厚木市マスコットキャラクター
あつぎくん
ちゃん